

○伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例

平成16年11月 1 日条例第174号

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 名阪国道を利用する人々の利便に供するために憩いのオアシスとしての機能を果たすとともに、地域の特産物等を含む商工観光を広く啓発するため、名阪国道下り線に伊賀サービスエリア（以下「サービスエリア」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀サービスエリア

場所 伊賀市柘植町6187番地 1

(職員)

第3条 サービスエリアに必要な職員を置くことができる。

(業務)

第4条 施設は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 食堂並びに売店の経営
- (2) 給油所の経営
- (3) 道路案内業務
- (4) 周辺地域の商工観光に関する事業

(委託)

第5条 前条の業務を遂行するため、業務を委託することができる。

- 2 業務を委託する事項については、市長が別に定める。

(運営委員会)

第6条 施設の運営管理に関する事項の諮問機関として、伊賀サービスエリア運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、業務受託者代表、地域代表者、学識経験者、公益を代表する者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
- 3 この条例に定めるもののほか、委員会の委員の定数、任期その他委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀サービスエリア下り線設置条例（平成16年伊賀町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。